

平成 25 年 8 月 30 日

第 9 回東日本大震災子ども支援意見交換会 文部科学省説明資料

①震災で親を亡くした児童生徒の心のケアについて

- ・資料「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」

②震災で親を亡くした児童生徒の心のケアの対応に当たる 教職員の心のケアについて

- ・資料「東日本大震災の被害に伴う教職員のメンタルヘルスの保持等について（通知）」

③奨学金等の財政的支援について

- ・資料「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」
- ・資料「(独)日本学生支援機構 奨学金事業の充実」

緊急スクールカウンセラー等派遣事業

平成23年度第1次補正予算額 : 3,015百万円

平成23年度第3次補正予算額 : 351百万円

平成24年度予算額 : 4,702百万円【復興特別会計措置額】

平成25年度予算額 : 3,913百万円【復興特別会計措置額】

東日本大震災により被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復旧支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、平成23年度予算及び平成24年度予算において、スクールカウンセラー等を緊急派遣する経費を措置したところ。

これらの支援について、被災地の自治体からは平成25年度以降についても引き続き支援を要望されていることから、被災した幼児児童生徒・教職員等に対する切れ目のない心のケアや必要な支援を行うための経費を計上する。



心のケアの対応

- ・スクールカウンセラーの派遣
臨床心理士、精神科医 等
 - ・スクールカウンセラーに準ずる者の派遣
相談業務経験者、教育・福祉分野の専門的知識を有する者 等
 - ・電話相談体制の整備
 - ・心のケアに資するためのソーシャルワーク、学習支援
- } 1,300人

障害のある子どもへの支援

- ・外部専門家の派遣 83人
作業療法士(OT)・理学療法士(PT)・言語聴覚士(ST)・児童精神科医 等

進路指導・就職支援

- ・緊急進路指導員の派遣
若年者の就職支援の経験を有する者、地域産業界の事情に精通する者等
- このほか、被災した高校生が首都圏で就職活動を行うための支援を実施

生徒指導体制の強化

- ・生徒指導の経験豊富な者の配置 50人
生徒指導体制を強化するため、生徒指導に関する知識・経験豊富なアドバイザー等の配置 等



23文科初第1059号
平成23年11月2日

関係する

各県・指定都市教育委員会

各県知事

附属学校を置く各国立大学長

殿

各国立高等専門学校長

独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長

文部科学副大臣

森 ゆう



東日本大震災の被害に伴う教職員のメンタルヘルスの保持等について（通知）

東日本大震災の発生直後から、児童生徒の安全の確保、児童生徒の心のケア、学校の復旧等に御尽力いただいていることに心より感謝申し上げます。一方、児童生徒の教育の充実のため、日々御尽力されている教職員の心身の健康が大変懸念されるところです。

もとより学校教育は、教職員と児童生徒との人格的な触れ合いを通じて行われるものであり、計画的に休暇を取得し、心身ともにリフレッシュするなど教職員が心身ともに健康を保持することができる環境を整えることは、児童生徒の教育環境を維持する上で極めて重要です。

また、教職員が児童生徒の心のケアや保護者の相談への対応に大きな役割を担っていることから、とりわけ、教職員のメンタルヘルスの保持が喫緊の課題となっていると考えております。

つきましては、以下の方策等により、教職員のメンタルヘルス保持等により一層積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、県教育委員会におかれましては、この通知を域内の市町村教育委員会に周知くださいますようお願いいたします。県知事におかれましては、本通知の趣旨について十分御留意いただくとともに、所轄の学校に対し、本通知の趣旨について御周知いただくようお願いいたします。

1. 教職員の休暇取得の促進

教育委員会及び学校の管理職におかれては、今回の震災を受けた教職員の加配措置も活用しながら、校務分掌の配慮や応援体制の整備に積極的に取り組みつつ、教育委員会と学校が連携して、学校ごとに休暇取得計画を作成し、教職員が計画的に休暇を取得できるよう努められたいこと。

なお、休暇を取得する教職員の代替となる臨時の教職員の採用に係る経費を、緊急スクールカウンセラー等派遣事業の対象とすることが可能であることから、この事業について積極的に活用されたいこと。

2. 教職員の心のケアに対する配慮

教職員のメンタルヘルスの保持のため、全ての教職員の心のケアが適切に図られるよう、教育委員会と学校が連携し、教職員を対象としたカウンセリング実施計画を作成し、教職員のカウンセリングを実施する等、教職員の心のケアに配慮すること。

なお、緊急スクールカウンセラー等派遣事業において派遣されたスクールカウンセラーを、教職員を対象とするカウンセリングに活用することが可能であることから、この事業について積極的に活用されたいこと。

[連絡先]

(通知全般について)

初等中等教育局

初等中等教育企画課 教育公務員係

(電 話) 03-5253-4111 (内線 4675)

(ファックス) 03-6734-3731

(緊急スクールカウンセラー等派遣事業について)

初等中等教育局

児童生徒課 生徒指導第二係

(電 話) 03-5253-4111 (内線 3289)

(ファックス) 03-6734-3735

被災地における教職員の心のケアへの「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」の活用について

1. 趣旨

東日本大震災の被災地における教職員の心のケアに資するよう、「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」について、教職員を対象としたカウンセリング等に活用できることとする。

なお、この取扱いは、例えば、以下のスキームにより、具体的には、被災地の教育委員会の要望を受けて、文部科学省が事業の企画・準備等の支援を行いつつ実施するものとする。

2. 活用例

教職員の心のケア等に関する研修会の開催やカウンセリングの実施

- 医師、臨床心理士等の専門家の講演
- 教職員相互の意見交換と専門家による助言
- 教職員向けのカウンセリングの実施 等

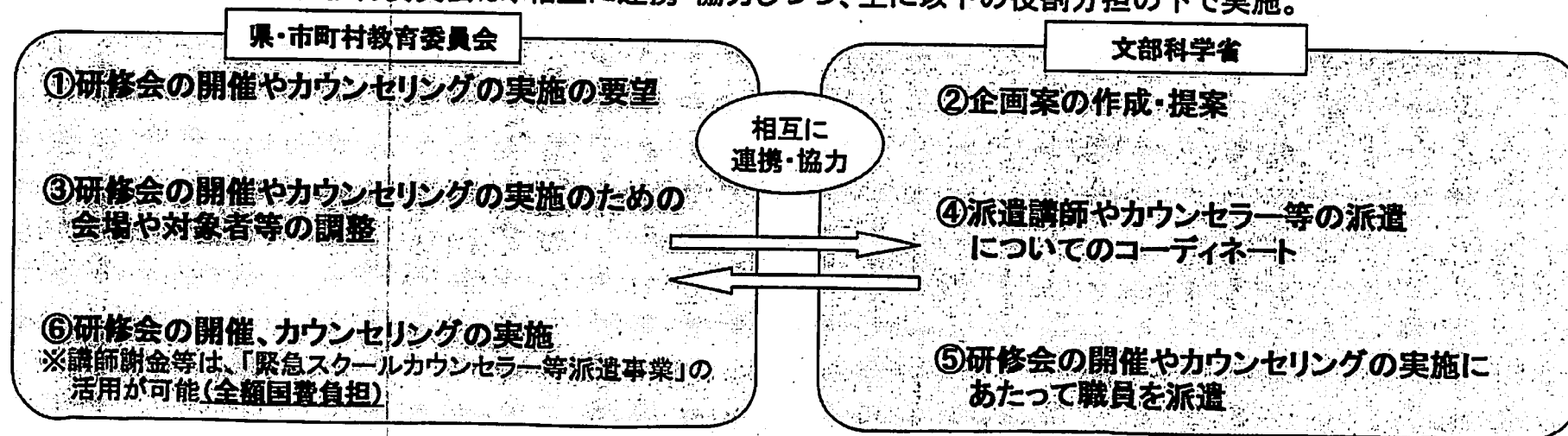
【1. 対象者例】

被災三県における

①幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教職員、②県、市町村教育委員会の関係者、等を対象。

【2. スキーム図】

文部科学省と各県・市町村教育委員会は、相互に連携・協力しつつ、主に以下の役割分担の下で実施。



<担当> 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育公務員係
TEL: 03-5253-4111(内線4675)、03-6734-2588(直通)

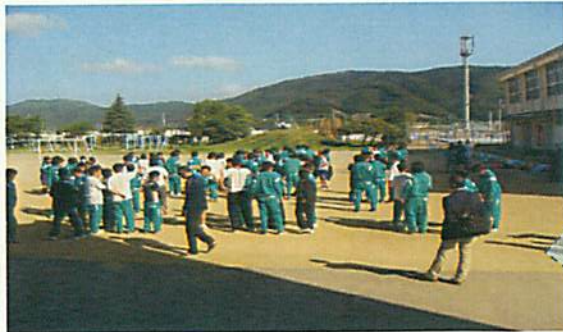
**被災した岩手県、宮城県、福島県における
平成23～25年度の県外スクールカウンセラー等の派遣状況 (H25.4現在)**

	派遣の概要	H23派遣人数(実績)	H24派遣人数(実績)	H25派遣人数(計画)
岩手県	<p>通常の県内SCの配置に加え、<u>県外SCや県内大学チームによる沿岸部への重点的な支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県外SCが年間を通じて常駐し学校を巡回) ・県内3大学のチームによる支援 	実人数 337名 (延人数 608名)	実人数 23名 (延人数 682名)	実人数 25名 (延人数 812名)
宮城県	<p>通常の県内SCの配置に加え、<u>県外SCによる沿岸部への重点的な支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県外SCを毎週通いで派遣 ・H23年度以降に派遣された県外SCと同一人物を再派遣(各市町教育委員会や学校の要請に応じ柔軟に派遣期間を決定) 	実人数 332名 (延人数 914名)	実人数 91名 (延人数 1,062名)	実人数 102名 (延人数 1,414名)
福島県	<p><u>県内SC及び県外SCによる県下全域への支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県外SCを毎週通いで派遣 	実人数 209名 (延人数 755名)	実人数 79名 (延人数 2,370名)	実人数 84名 (延人数 2,520名)
合計		実人数 878名 (延人数 2,277名)	実人数 193名 (延人数 4,114名)	実人数 211名 (延人数 4,746名)
※延人数とは、週当たり人数の合計				

スクールカウンセラー等の活動内容

スクールカウンセラーは、被災地の学校において、
児童生徒等の心のサポートのための教育相談や教員の支援を実施

- 【教育相談】 児童生徒や教職員等の悩みなどを聴き、適切なアドバイスを行っている。
- 【授業の見守り】 授業の中で、気になる児童生徒を観察し、学級担任等に伝えたり、教育相談につなげたりしている。
- 【「心のサポート授業」の支援】 心と体の健康について考える授業をSCが学級担任をサポートして実施している。グループでの話し合いやペアリラクゼーションなどの体験活動により、自分の生活を振り返ったり、思いやりや絆を感じ取ったりしている。授業後、重い反応を抱えている児童生徒はSCが個別対応する。また、医療につなげる必要のあるケースは医療機関につなげている。
- 【教育相談のサポート】 教員(学級担任)に対し、児童生徒が面談する際、気を付ける点などについてアドバイスしている。
- 【コンサルテーション】 子どもの状況に関して気が付いた点を、管理職や学級担任などと共通理解を図ったり、今後の支援方針を話し合ったりしている。
- 【保護者へのサポート】 児童生徒の心の状況等について保護者からの相談を受けたり、保護者の質問や疑問に対する助言をしたりしている。



中学校の授業。スクールカウンセラー(右下)が生徒の活動を見守っている。



小学校低学年の授業。スクールカウンセラー(中央左)によるペアリラクゼーションの説明がされているところ。学級担任(右端)と共同で行っている。

【具体例】

生徒によっては、余震があると涙が止まらなくなり教室に入れなくなるケースも見られる。現在は、スクールカウンセラーと養護教諭とが連携して、子どもの気持ちを十分に聴いて安心感を持たせるなどのケアを行っており、状況は改善してきている。

被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金

平成23年度第1次補正予算額： 113億円

平成23年度第3次補正予算額： 298億円※

計： 411億円

(※平成23年度追加所要額及び平成24年度～平成26年度所要額)

<事業概要>

- 東日本大震災により経済的理由から、就学等が困難となった世帯の幼児児童生徒に、緊急的な就学支援等を実施
- 既存の就学支援事業等において対象者増や単価増が見込まれるため、都道府県等の新たな負担を全額国費で支援
- 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を交付し、既に都道府県に設置されている高校生修学支援基金において区分経理した上で積み増し、資金を管理
- 平成23年度3次補正予算では、平成23年度中の新たな追加需要額(約34億円)の積み増しを行うとともに、被災した幼児児童生徒への中・長期的な就学支援を行うため、平成24年度以降当面3ヵ年(平成24年度～平成26年度)基金を延長し、就学支援を行うための経費を措置

<具体的施策>

【幼稚園】

- (対象者) 震災により幼稚園への就園支援が必要となった世帯の幼児
(震災により所得階層区分が変更となった世帯の幼児も含む)
- (補助率) 10/10
- (対象経費) 保育料、入園料
- (対象事業) 市町村において行う幼稚園就園奨励事業



【小・中学校】

- (対象者) 震災により就学困難となった児童生徒
- (補助率) 10/10
- (対象費目) 学用品費、通学費、学校給食費、医療費 等
- (対象事業) 市町村において行う就学援助事業
- ※ 第三次補正予算では、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る通学費、そのほか、体育用具等を含む学用品費及びクラブ活動費について追加所要額を措置



【高等学校】

- (対象者) 震災により修学困難となった生徒
- (補助率) 10/10
- (対象事業) 都道府県において行う奨学金事業
- ※ 都道府県において、貸与要件の緩和や返還時の柔軟な対応を行うことで、手厚い修学支援が可能



【私立学校】

- (対象者) 震災により就学等困難となった幼児児童生徒
- (補助率) 10/10
- (対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業



【特別支援(幼・小・中・高)】

- (対象者) 震災により就学困難となった幼児児童生徒
(震災により支弁区分が変更となった者も含む)
- (補助率) 10/10
- (対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業



【専修学校・各種学校】

- (対象者) 震災により、職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
- ・ 専修学校高等課程・専門課程: 修業年限1年以上
 - ・ 専修学校一般課程、各種学校: 原則修業年限2年以上
- (補助率) 高等課程(10/10)、その他の課程(2/3)
- (対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

(独)日本学生支援機構 奨学金事業の充実

家庭の経済状況に関わらず、意欲と能力のある学生等が安心して修学できる環境を構築するため、奨学金(無利子・有利子)の貸与人員を大幅に増員し、「予約採用」枠を拡大するとともに、「所得連動返還型の無利子奨学金制度」を充実させるため、奨学金の返還額が所得に連動する柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の構築に向けた準備を行うなど、奨学金事業の一層の充実を図る。

平成25年度予算 貸与人員 : 144万3千人(8万8千人増)
事業費総額: 1兆1,982億円(719億円増)

入学時の「安心」-経済的支援を受けられる見通しを高める-

◇奨学金(無利子・有利子)の貸与人員を大幅に増員し、「予約採用」枠を拡大。
無利子奨学金 2万7千人増【※1】 有利子奨学金 6万1千人増【※2】

※1 新規貸与者の増員分 1万3千人、前年度までの貸与分の進級に伴う増員分 1万4千人
※2 前年度までの貸与分の進級に伴う増員分等

卒業後の「安心」-貸与を受けた奨学金の返還の見通しを高める-

◇平成24年度から導入した「所得連動返還型の無利子奨学金制度」を充実させるため、奨学金の返還額が所得に連動する柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の構築に向けた準備を行うなど、返還者の状況に応じたきめ細やかな対応。

区 分		無利子奨学金事業	有利子奨学金事業
貸 与 人 員		42万6千人(2万7千人増)	101万7千人(6万1千人増)
事 業 費		2,912億円(144億円増)	9,070億円(574億円増)
うち 一般会計 復興特会 財政融資資金		一般会計・復興特会(政府貸付金) 790億円 [うち復興特会 71億円]	財政融資資金 8,605億円
貸 与 月 額		学生が選択 (私立大学自宅通学の場合) 3万円、5.4万円	学生が選択 (大学等の場合) 3、5、8、10、12万円
貸与基準	学 力	・高校成績が3.5以上(1年生) ・大学成績が学部内において 上位1/3以内(2年生以上)	①平均以上の成績の学生 ②特定の分野において特に優秀な 能力を有すると認められる学 ③学修意欲のある学生
	家 計	・955万円以下 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】 ・300万円以下 【所得連動返還型】	1,207万円以下 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】
返 還 方 法		・卒業後20年以内 ・卒業後一定の収入(年収300万円)を得るまでは返還期限を猶予【所得連動返還型】	卒業後20年以内(元利均等返還)
貸 与 利 率		無 利 子	上限3%(在学中は無利子) 学生が選択(平成25年7月現在) 利率見直し方式 利率固定方式 (5年毎)0.30% 1.09%

※平成25年度の無利子奨学金の対前年度比較は、平成24年度の貸与実績見込を踏まえた見直し後(当初予算:38.3万人→見直し後:39.9万人)の貸与人員と比較している。

大学等奨学金事業(無利子)の充実

平成25年度予算 71億円

[東日本大震災復興特別会計]

東日本大震災の影響



被災した世帯の学生等が、経済的理由により、進学等を断念することが想定される。

東日本大震災により被災した世帯の学生等に対する支援

被災した世帯の学生等が経済的理由により進学等を断念することがないように、無利子奨学金を貸与

※ 貸与人員:1万人(2千人増)

効果

- 意欲と能力のある学生等が、経済的理由により、進学等を断念することがなくなる。
- 学生が安心して学業に専念できる環境を確保される。

⇒ 教育の機会均等の確保

(独)日本学生支援機構 奨学金事業の充実

家庭の経済状況に関わらず、意欲と能力のある学生等が安心して修学できる環境を構築するため、奨学金(無利子・有利子)の貸与人員を大幅に増員し、「予約採用」枠を拡大するとともに、「所得連動返還型の無利子奨学金制度」を充実させるため、奨学金の返還額が所得に連動する柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の構築に向けた準備を行うなど、奨学金事業の一層の充実を図る。

平成25年度予算 貸与人員：144万3千人(8万8千人増)
事業費総額：1兆1,982億円(719億円増)

入学時の「安心」-経済的支援を受けられる見通しを高める-

◇奨学金(無利子・有利子)の貸与人員を大幅に増員し、「予約採用」枠を拡大。
無利子奨学金 2万7千人増【※1】 有利子奨学金 6万1千人増【※2】

※1 新規貸与者の増員分 1万3千人、前年度までの貸与分の進級に伴う増員分 1万4千人
※2 前年度までの貸与分の進級に伴う増員分等

卒業後の「安心」-貸与を受けた奨学金の返還の見通しを高める-

◇平成24年度から導入した「所得連動返還型の無利子奨学金制度」を充実させるため、奨学金の返還額が所得に連動する柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の構築に向けた準備を行うなど、返還者の状況に応じたきめ細やかな対応。

区分		無利子奨学金事業	有利子奨学金事業
貸与人員		42万6千人(2万7千人増)	101万7千人(6万1千人増)
事業費		2,912億円(144億円増)	9,070億円(574億円増)
うち 一般会計 復興特会 財政融資資金		一般会計・復興特会(政府貸付金) 790億円 [うち復興特会 71億円]	財政融資資金 8,605億円
貸与月額		学生が選択 (私立大学自宅通学の場合) 3万円、5.4万円	学生が選択 (大学等の場合) 3、5、8、10、12万円
貸与基準	学力	・高校成績が3.5以上(1年生) ・大学成績が学部内において 上位1/3以内(2年生以上)	①平均以上の成績の学生 ②特定の分野において特に優秀な 能力を有すると認められる学 ③学修意欲のある学生
	家計	・955万円以下 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】 ・300万円以下 【所得連動返還型】	1,207万円以下 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】
返還方法		・卒業後20年以内 ・卒業後一定の収入(年収300万円)を得るまでは返還期限を猶予【所得連動返還型】	卒業後20年以内(元利均等返還)
貸与利率		無利子	上限3%(在学中は無利子) 学生が選択(平成25年7月現在) 利率見直し方式 利率固定方式 (5年毎)0.30% 1.09%

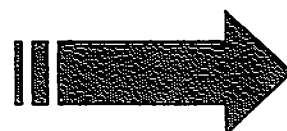
※平成25年度の無利子奨学金の対前年度比較は、平成24年度の貸与実績見込を踏まえた見直し後(当初予算:38.3万人→見直し後:39.9万人)の貸与人員と比較している。

大学等奨学金事業(無利子)の充実

平成25年度予算 71億円

[東日本大震災復興特別会計]

東日本大震災の影響



被災した世帯の学生等が、経済的理由により、進学等を断念することが想定される。

東日本大震災により被災した世帯の学生等に対する支援

被災した世帯の学生等が経済的理由により進学等を断念することがないように、無利子奨学金を貸与

※ 貸与人員:1万人(2千人増)

効果

- 意欲と能力のある学生等が、経済的理由により、進学等を断念することがなくなる。
- 学生が安心して学業に専念できる環境を確保される。

⇒ 教育の機会均等の確保